

広島県市町職員海外派遣研修実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人広島県市町村振興協会（以下「この法人」という。）が行う広島県市町職員海外派遣研修事業（以下「派遣研修」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 派遣研修は、諸外国における行政制度及び産業・教育・文化・歴史等の調査研究を行うことにより、総合的行政能力の向上を図るとともに、国際的視野と識見をもった市町等の職員を養成し、もって地方自治の進展に資することを目的とする。

(派遣研修の課題)

第3条 派遣研修の課題は、次のとおりとする。

- (1) 諸外国の行政制度及び産業・教育・文化・歴史
- (2) 市町における行政課題や重点施策等に対する諸外国の取り組み
- (3) その他この事業の目的を達成するために必要な事項

(派遣研修の参加者)

第4条 派遣研修は、団長、副団長、団員及びこの法人の指名する職員により編成する派遣団を単位として実施する。

2 前項の団長及び副団長については、原則として市長、町長を充てるものとする。

3 団員については、市町の職員から選定するものとする。

4 団長、副団長及び団員については、広島県市長会及び広島県町村会に対し推薦を依頼し、その推薦に基づいて決定するものとする。なお、推薦職員数については、別に定める。

5 団員の推薦に当たっては、市町等の中堅職員で高度の研修受講に耐えうる能力と体力を有する者をその条件とする。

(派遣先及び派遣期間)

第5条 派遣先及び派遣期間については、別に定める。

(経費の負担区分)

第6条 研修に要する経費の負担は、別に定める経費を除き、この法人が負担するものとする。

(事前研修会)

第7条 派遣研修の参加者（以下「研修参加者」という。）は、派遣研修の目的を効果的に達成するための事前研修会に参加するものとする。

(研修結果報告会)

第8条 研修参加者は、帰国後、研修結果報告会に参加するとともに、この研修に係る報告書を作成するものとする。

(服務上の取扱)

第9条 この法人は、研修参加者の派遣研修期間中並びに事前研修会及び研修結果報告

会等への出席を、公務出張扱いとするよう、各市町等に申し入れることとする。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、派遣研修の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 6 月 28 日から施行し、公益財団法人広島県市町村振興協会の設立の登記の日（平成 25 年 4 月 1 日）から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。